

ワークス ミワ 会員契約書

申込者 _____ (以下「甲」という) と
受託者 ワークス ミワ (以下「乙」という) の、会員契約を締結する。

第一条 (契約の定義)

この契約は、乙と甲の間でのワークスミワ会員およびクラブD会員の入会契約となります。
乙に対し所定の加入手続きをされた方を会員とし、乙が提供する特典を利用できるものとします。
ただし、提供特典の利用は乙の営業時間内 (a n 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0) に行われるものとする。

第二条 (会員資格の喪失)

次の各項に該当する場合は会員資格は喪失されます。

- 1) 乙が甲の特典利用を不正利用と判断した場合
- 2) 乙および関係者等に著しい迷惑や損害を与えた時
- 3) 会員が脱会を申し出た。
- 4) 会費を期日までに納入しなかったとき。但し、途中退会の場合には、理由の如何を問わず会費の払い戻しを行わない。
- 5) 乙が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由があるとき。
- 6) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると乙が判断した場合。
- 7) サービスを行う際に、乙および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると乙が判断した場合。

第三条 (秘密保持義務および個人情報の扱い)

乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏洩しない義務を負うものとする。
個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
取得した個人情報は、各種サービスの提供、販促品等を営業活動のために提供するためのみ使用いたします。

第四条 (本契約の発生と有効期間)

会員資格の発生は直接入会の場合は、甲が乙に一ヶ月分の会費を払込まれた当日から一年間とします。
郵送等による入会の場合、期日までに申込書一式を返送頂き、振替確認が取れ次第、開始指定日から一年間とします。
郵送等による入会は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに申込書一式記入返送下さい、
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの _____ ヶ月とする。ただし、期間満了の一ヶ月前までに甲からの書面による申し出がない場合は、遂行自動延長とする。

第五条 (契約の支払い)

甲は乙に対して会員契約の会費として、月払いで一ヶ月 2, 0 0 0 円 (消費税込) とする。
毎月の支払いは、銀行振替とし引き落とし日は27日 (金融期間休業日の場合その翌営業日となります)。
銀行振替手数料は乙が負担。

第六条 (免責)

天変地異、戦争、交通機関の事故、その他の不可抗力により契約の不履行が生じた場合、乙の業務遂行、賠償責任は免責されるものとする。
サービスの利用により発生した会員の損害 (第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます) およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員または第三者の損害に対し、故意および重大な過失がない限り、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
状況その他やむを得ない理由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

第七条 (契約解除)

甲において、次の各号に該当したときは、甲に何ら勧告することなく本契約を解除することができる。

- 1) 二ヶ月以上にわたり、会費が支払われなかったとき
- 2) 他の債務につき、保全処分、強制執行、破産の申立て等がなされたとき
- 3) その他本契約に違反したとき

第八条 (契約の廃止と変更)

乙は甲に事前に通知することなく、本契約、サービスの内容または特典提供の条件の変更を行うことがあり、サービス、特典提供を終了または廃止することがあります。

甲はこれをあらかじめ承諾するものとします。

上記によって甲に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

第九条 (協議)

本契約書に明記なき事項または各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上円満解決をはかるものとする。

以上契約の証として本契約書を2通作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

受託者 (乙)

岐阜県各務原市川島河田町1404

ワークス ミワ

三輪 仁司

印

印